

事務連絡  
令和2年5月1日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

緊急事態宣言が継続された場合の障害福祉サービス等事業所の対応について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が発出された後の障害福祉サービス等事業所の対応については、「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」（令和2年4月7日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡。以下「4月7日付事務連絡」という。）においてお示ししてきたところですが、令和2年5月7日以降も緊急事態宣言が継続された場合には、4月7日付事務連絡等でお示ししているとおりの対応をお願いします。

また、緊急事態宣言が継続された場合には、障害福祉サービス等の利用者をはじめとして、多くの障害者等が、引き続き、外出を控え、居宅で長い時間を過ごすようになることが想定されます。このような状況において、見守り等の取組を必要とする障害者等本人・世帯に対してこれを実施することにより、継続的に心身の状況や生活の実態を把握し、適切な支援につなげることが必要であり、「在宅の一人暮らしをはじめとする見守り等の必要な障害者等に対する市町村が行う取組の具体的な実施について」（令和2年4月17日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）を踏まえた対応をお願いします。

これらのことについて、管下の事業所に対して周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）への周知をお願いします。

都道府県におかれては、管下の事業所に対し使用制限や使用停止に係る要請を行った場合は、速やかに、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部宛にその旨ご連絡をお願い致します。

なお、放課後等デイサービス事業所における対応については、別途お示ししている「緊急事態宣言が継続された場合の放課後等デイサービス事業所の対応について」（令和2年5月1日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）をご参照ください。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
TEL：03-5253-1111（内線3148）